

広島県告示第六百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

平成十九年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	完光興業有限会社 代表取締役 迫 光由
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県三原市久井町江木一三三番地の一

二 申請年月日

平成十九年三月二十八日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県世羅郡世羅町大字寺町字横打一四六番四〇他

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び世羅町役場環境整備課

2 縦覧期間

平成十九年五月二十八日から平成十九年六月二十七日（土曜日及び日曜日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の五第二項で準用する同

法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七二三―〇〇一五 広島県三原市円一町二丁目四番一号 広島県尾三地域事務所厚
生環境局環境管理課

2 意見書の提出期間

平成十九年五月二十八日から平成十九年七月十一日まで

3 意見書に記載すべき事項

(一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）

(三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見